物品供給単価契約書契約条項

（総則）

第1条　発注者及び供給者（以下「受注者」という。）は、契約書記載の物品の供給単価契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、仕様書及び発注書に従い、これを履行しなければならない。

（発注書の交付及び受領等）

第2条　発注者は、受注者から物品の供給を受ける必要があるときは、発注書により発注するものとする。

2　受注者は、発注者が前項の規定により発注したときは、直ちに発注書を受領しなければならない。

3　受注者は、発注者の発注内容について、数量、納入場所等から判断して期限内に納入することができないときは、発注書の受領時にその旨申し出なければならない。

4　前項に規定する申出を怠った場合、受注者は、履行遅延の責めを負うものとする。

（検査）

第3条　受注者は、物品を納入するときは、納品書1通を発注者に提出し、発注者の指定する職員の検査を受けるものとする。検査に要する費用及び検査のために変質、変形、消耗又はき損したものを原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

2　受注者は、発注者の指定する日時において検査に立ち会うものとし、立ち会わなかったときは検査の結果について異議を申し立てることができない。

3　発注者は、支障のない限り、物品の納入があってから10日以内に検査を完了するものとする。

4　受注者は、いったん納入した物品を発注者の承認を得ないで持ち出すことができない。

（手直し等）

第4条　受注者は、納入した物品の全部又は一部が検査に合格しない場合、直ちに不合格物品を引き取り、手直し又は引換えにより適合した物品を納入しなければならない。

2　受注者は、前条第1項の検査の結果に合格しない場合で、発注者が特に1回に限り手直し又は引換えを認めたときは、発注者の指定した期間内にこれを完了しなければならない。

3　前項の手直し又は引換えが完了したときは、前条各項の規定を準用する。

（所有権の移転及び危険負担）

第5条　物品の所有権は、検査に合格したときをもって受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失によるとき及び天災事変その他避けることができない非常災害のときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第6条　受注者は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2　前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（代金の支払い）

第7条　契約代金の支払いは1箇月単位とし、受注者は、請求書を提出して、発注者に請求するものとする。

2　発注者は、前項の請求書を受けた日から30日以内に支払うものとする。

3　契約保証金を納付している場合は、履行期間の最終月の業務についての履行完了後に、前項の規定を準用して受注者に返還するものとする。

4　発注者は、第2項の支払期間内に契約代金の支払いをしないときは、受注者に対して、遅延日数に応じ、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した金額を、遅延利息として支払うものとする。ただし、受注者の事情により代金を受領しないときは、この限りでない。

第8条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、代金の支払いを拒むことができる。

（1）　発注書によらないで物品の供給を行ったとき。

（2）　発注書を紛失したとき。

（納入期限の延長）

第9条　受注者は、天災事変その他やむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。この場合、発注者は、その願い出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

2　前項の願い出は、納入期限内にしなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（遅延違約金）

第10条　受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に履行することができない場合は、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2　受注者は、前項の規定により発注者から損害金の支払いを請求されたときは、遅延日数に応じて、請求金額に法定率を乗じて計算した金額を遅延違約金として発注者に納付しなければならない。

3　第4条第2項の手直し又は引換えが指定した期間内に完了しないときは、前2項の規定を準用する。

4　前2項の遅延違約金の徴収日数の計算には、検査に要した日数及び第4条第2項の手直し又は引換えに指定した期間を算入しない。

（契約変更等）

第11条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容変更又は受注者の義務履行の中止をすることができる。

2　契約単価の変更は、原則として認めない。ただし、物価の変動により契約単価が著しく不当となったときは、その実情に応じて発注者と受注者とが協議の上、契約単価を変更することができる。

（協議解除）

第12条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2　受注者は、前条第1項の中止の期間が引き続き30日以上に及ぶときは、発注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手しないとき。

(2)　納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3)　正当な理由なく、第4条第1項、第2項又は第6条第1項の手直し又は引換え等がなされないとき。

(4)　受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5)　受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第13条の2　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　第18条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

(2)　この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3)　受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4)　受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5)　契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。

(6)　前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

(8)　第12条第2項の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。

(9)　受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

物品供給単価契約書契約条項

(10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)又は同法第7条の2(同法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を違約金として発注者に納付しなければならない。ただし、正当な理由により契約解除の申出があったときは、発注者はこれを免除することができる。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 保険会社との履行保証保険契約に係る保険証券の提出により、契約保証金を免除された場合において、保険会社から発注者に補てんされた金額が契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に満たないときは、受注者は、不足額を納付するものとする。

5 本条の契約解除は、第10条の遅延違約金の徴収を妨げないものとする。

(賠償の予定)

第14条 受注者は、第13条の2第10号又は第11号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第13条の2第11号のうち、受注者の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第15条 発注者は、受注者から取得することができる金銭があるときは、受注者に支払う代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(守秘義務)

第16条 受注者は、業務の履行に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 受注者は、個人情報の保護に係る次の事項を遵守しなければならない。

(1) 個人の秘密を守ること。

(2) 指示目的以外の使用及び第三者への提供をしないこと。

(3) 事故が発生したときは、直ちに報告し、指示を受けること。

(4) 原稿等の複写及び複製をしないこと。

(5) 再委託をしないこと。

(権利義務の譲渡等)

第18条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第19条 この契約書において書面によりおこなわれなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(疑義の決定)

第20条 この契約条項及び仕様書の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約条項及び仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、解決するものとする。

(その他)

第21条 この契約の履行に要する費用その他この契約に関する費用は、すべて受注者の負担とする。

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

第22条 発注者は、受注者が渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱(平成25年11月25日区長決裁。以下「要綱」という。)第4条第1項に基づく入札参加除外措置(以下「入札参加除外措置」という。)を受けた場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。

3 契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の10分の1に充たないときは、受注者は、契約金額の10分の1相当額又は不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した履行部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を違約金の算定に当たり契約金額から控除する。

4 第1項の規定により契約を解除された場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

5 受注者は、この契約の履行に当たり入札参加除外措置を受けている者に、この契約の下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、又は委託を行ってはならない。また、受注者がこの契約の下請負又は受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、発注者は受注者に対し、下請負人等との契約の解除を求めることができる。この場合において、受注者に損害が生じても、発注者は一切賠償の責を負わない。

6 発注者は、前項の規定により下請負人等との契約の解除を求めたにもかかわらず、正当な理由なくこれを拒否したと認められるときは、受注者に対し指名停止措置を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約条項の関係規定を準用するものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第23条 受注者は、この契約の履行に当たり、要綱第2条第4号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)から履行妨害や、不当要求等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ届出を行わなければならない。

2 受注者は、下請負人等が暴力団等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに発注者に報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

3 受注者は前2項の規定による報告及び届出について、発注者が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

4 発注者は、受注者が正当な理由なく発注者への報告又は警察への届出を怠ったと認められるときは、受注者に対し指名停止措置を講ずることができる。

人権を尊重し差別をなくす社会の推進に関する特約条項

(差別の禁止)

第24条 受注者は、この契約の履行に当たり、渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例(令和6年条例第4号)第6条及び第7条を踏まえ、人種、国籍、信条、性のありよう、障害、年齢、出身地、経歴等を理由とした差別を行わないこと。